

[大城 毅議員 登壇]

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時04分)

再開 (午前10時04分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 朝の町長の大変残念な悲しい報告がございました。ご冥福をお祈りしたいと思えます。それでは、一般質問に入らせていただきます。本年2月27日の琉球新報報道を最初として、南部水道企業団の複数の職員への規則に基づかない給与の支給、事例なしの昇給、関連して情報公開の在り方などを指摘する報道が続いています。まず、(1) 南部水道企業団で複数の職員に対する給与の不正支給の報道がある。南風原町が2015年7月に問題視して指摘したとある。事実か。指摘は文書で行ったかどうかお答えいただきます。次に、(2) 報道が事実であれば町の指摘が正しかったことになるのかどうかお伺いいたします。(3) 指摘したにもかかわらず是正されていないとすれば、町民が不当な負担をしたこととなります。町長はどう対応されるかお伺いいたします。

2つ目に、待機児童の現状について伺います。平成30年度の待機児童ゼロは達成できるかどうかお伺いいたします。(1) 待機児童の現状はどうなっているかご報告願います。(2) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度待機児童ゼロは達成可能なかどうかお伺いいたします。

3つ目に、津嘉山小学校の児童数・クラス数の将来推計がどうなっているか。分離校も検討すべきではないかお伺いいたします。まず、(1) 津嘉山小の児童数・クラス数は、区画整理完了を踏まえた推計ではどうなっているか。現在の学年ごとの1クラス人数を維持する前提でということでお伺いします。(2) 区画整理が計画区域の全部を完了し、集合住宅、戸建て住宅が増えることを考えれば、分離校が必要になるのではないかということについてお答えいただきます。

4つ目に、バス停への屋根設置の推進についてお伺いいたします。まず、(1) 当間原バス停への屋根設置に必要な土地の確保が困難なことからバス停の屋根設置を断念したとのことですが、予定した右折帯は確保できるのかどうかお伺いいたします。(2) 都市計画決定が実行されないこととなりますが、これによる問題点はないのかどうかお伺いいたします。(3) 国道507号、サンエー津嘉山シティ前・上りへのバス停屋根設置進捗はどうかお伺いいたします。

(4) 国道上のバス停屋根設置に必要な歩道の幅員は何センチなのかお伺いいたします。(5) 国道331号南城市佐敷、特に下り知念向けのバス停には3メートルに満たない歩道に設置されています。どうして設置できたのかお伺いいたします。(6) 国道507号の整備にあたっては、バス停屋根の設置を進めることができるのではないかお伺いいたします。

また総務部関係になりますけれども、5つ目に、広報はえばるの編集体制はどうなっているかお伺いします。(1) 広報はえばるの編集体制はどうなっているか。(2) 掲載項目はどこでどのように決定されているのか。(3) 町行政の不祥事、直近では南星中体育館屋根補修工事にかか

る和解金などが掲載されないのはなぜか。これについてご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 細かい点は、各部署に任せますが、南部水道企業団の不祥事の件であります。南部水道の問題等においては、南部水道の職員から昇給等、飛び級等の問題が理にかなわない部分があるがどうなのか、どういうことなのかとありました。南部水道企業団の条例・規則等がどうなっているのかについても、南風原は南風原、八重瀬は八重瀬で異なっているのかどうか、中身についてどうなっているのか調査しなさいと。また、南風原だけではなくて八重瀬の担当職員も一緒になって聞き取りもしなければ結論が出せないから調査しなさいと。不満があるということは、何か異なっている部分があるかと思うから調査しなさいと、文書ではなくて私は指示をいたしました。そのように今、調査をやっております。その他においては、各々担当からお答えさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項1点目の南部水道企業団の不祥事に関する報道は事実か(1)についてお答えします。この問題は、平成26年度より把握をしておりました。そのきっかけとなったのは、企業団の職員が本町の給与担当職員に対して企業団の職員給与に問題があるとの連絡があったことによります。この連絡を受けて以降、本町の条例・規則に沿った内容で指摘を行いました。その指摘については、口頭で行っております。

(2)についてお答えします。本町職員の給与担当者がその内容を確認したところ、条例・規則に沿った取扱いがなされていないことを確認し、そのことを指摘しております。その後、一連の報道にあるように給与是正がなされており、それに向けて取り組んでおり、それは町の指摘を正しいと判断したものと理解しています。

(3)については、町長からありましたようにその指示を受けて、現在、正式名称としましては南部水道企業団水道事業運営アドバイザー会議へ企業長より委嘱を受けて、そのメンバーについては本町から私と総務課長、八重瀬町からは副町長、総務課長、そして南部水道企業団からは次長と総務課長の6名で構成するアドバイザー会議で現在、給与見直しについての作業を進めています。昨日から今日にかけてですが、歴代の、すでに退職された当時の総務課長、次長、企業長含めて聞き取り調査も進めています。後日、まとめ次第、両理事に報告をしたいと思っております。

質問事項2点目、待機児童の現状、平成30年度で待機児童ゼロが達成できるか(1)についてお答えします。平成29年度の入所申込みに関する待機児童は、3月17日現在で159

名であります。

(2)についてお答えします。町では、子ども・子育て支援事業計画に沿って平成29年度事業を進め、平成30年度までの待機児童ゼロ達成を目指しております。現時点で達成可能だと考えております。

質問事項4点目、バス停へ屋根設置の進捗であります。(1)についてお答えします。ご質問の右折帯については、那覇側から国道交差点を右折する箇所ですが、国道事務所がバス停上屋設置と右折帯設置を合わせて用地から工事施工まで行う予定でありましたが、用地買収の困難により右折帯も確保できていない状況となっております。

(2)についてお答えします。都市計画決定されている中で実行できないことによる問題については、右折帯設置とバス停の拡幅部分が問題となります。そのことについては、沖縄県と協議する必要がある、本町の事業認可をどうするのか今後調整をしております。

(3)についてお答えします。平成28年6月3日に道路歩道への上屋とベンチ設置について要請をしておりますが、設置の回答は得ていません。引き続き、要請をしております。

(4)についてお答えします。上屋設置後において、歩行者等が円滑に通行することができる歩道の有効幅員を確保されていることが必要です。必要幅員は、標準的な場所でベンチ、支柱等から歩道端まで2メートル以上であります。

(5)についてお答えします。既設バス停上屋が撤去されたことによる復旧ということであります。

(6)についてお答えします。国道507号の工事は、土地区画整理事業の道路整備まで行っておりますが、バス停上屋も同事業で設置できないか沖縄県に確認したところ、できない旨の回答がありました。

質問事項5点目の「広報はえばる」の編集体制について(1)にお答えします。編集担当は、総務部総務課で行っております。

(2)についてお答えします。掲載記事は、町内各部署、関係機関からの掲載依頼や広報担当による取材により作成をしております。原稿内容やレイアウト編集は、依頼のあったものに確認しながら決定しています。全体的なデザイン、写真及び記事配置については、総務課で構成し、決裁後に発行をしております。

(5)についてお答えします。不祥事のケースはそれぞれが異なることから、広報掲載については随時判断し対応しております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項3. 津嘉山小学校の児童数、クラス数の推計に関する(1)のご質問にお答えします。津嘉山小学校の児童数、クラス数の将来推計は、平成29年3月1日現在の住民基本台帳人口、現在の少人数学級編成で推計しますと、平成29年度は、児童数818人、31学級(普通学級数26、特別支援学級数5)となっております。平成34年度

は、児童数1,140人、42学級（普通学級数37、特別支援学級数5）となります。なお、文部科学省基準の標準学級35人と40人で推計しますと、平成29年度に29学級（普通学級数24、特別支援学級数5）、平成34年度は36学級（普通学級数31、特別支援学級数5）を見込んでおります。

（2）のご質問にお答えします。標準学級試算で31学級以上の学校については、分離新設又は通学区の調整等によりすみやかに過大規模校の解消を図る必要があるとされております。津嘉山小学校は、標準学級編成において平成31年度に32学級（普通学級数27、特別支援学級数5）が見込まれ、過大規模校と見込まれます。そのため、過大規模校において生ずる課題に対し、教育上支障が生ずることがないように区域変更や分離校も含め検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それぞれご答弁ありがとうございました。それでは、再質問は一問一答で行ってまいりたいと思います。まず、南部水道企業団についてですけれども、答弁書が届きましたが、26年度から把握していたということでもあります。向こうから情報提供があつて、それに対応して指摘をするという流れだと思うのですけれども、そのきっかけはいつ誰から、こちら側の誰がどのようにその情報に接したのかについてお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 今ありました南部水道企業団からこちらに対する問い合わせということですが、平成26年度末ごろだったと記憶しております。当時の南部水道企業団の給与担当が役場に見えて、そこで企業団の給与の取扱いでおかしいと思うところがあるというような相談を受けて、私が当時、総務課の人事行政班長でありましたので対応いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほど答弁の中で、指摘は口頭で行いましたとありました。今、総務課長に答弁をいただきましたが、おかしいところがあるということについてこれも全部口頭だというのはあり得ない話で、細かい、例えば何級から何級だとか、金額だとか、そういったものがなければこんな相談は正確ではないわけで、文書があるのではないですか。いかがですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 文書などという質問なのですが、相談を受けた際には、南部水道企業団でおかしいと思われることについての資料提示を受けておりました。その内容を見て僕らで指摘をしました。確かに答弁では口頭で行いましたとありますが、いわゆる事務調整レベルで、例えばこの部分はちょっとおかしいと思うとかそういう部分はペーパーでやり取りをしております。それはお互いの連絡という位置付けでペーパーでのやり取りをしました。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それらのメモなどは残っていますか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 残っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の議論の前に、確か新聞報道のあとだったと思うのですが、議会開会前に議長の許しをいただいて町長がこの南部水道企業団に関して報告されましたね。私の記憶では開会前だったと思います。先ほども町長から一定の報告、これは答弁の中でありましたけれども、あれは私も走り書きでメモをしてあってちょっと不正確なのです。それで改めてその報告は、今この開会中に行われるべきだと思うのですが、それを行うことはできますか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時25分)

再開 (午前10時26分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 今回、議会の開会前に南部水道企業団における給与問題の新聞報道等に大きく取り上げられておりましたので、これに対して議員の皆さん方にもその状況を報告するのが大事だと思って報告させてもらいました。先ほどうちの総務課長からありました26年度より把握しておりました。私に直接の報告を26年度は受けておりませんが、うちの担当にこのように南部水道の職員からきております給与問題等において、状況把握、確認をとりましたので、いろいろ問題があるのであれば南風原だけではなくて八重瀬町も一緒になって、南風原は南風原、八重

瀬は八重瀬で規則に基づいてされていると思うから照らし合わせてどうなのか確認しなさいとやった段階であります。異なっている部分があるような感じはすると聞きましたので、企業団の理事である八重瀬町も一緒になって南部水道には確認するようにとやってまいりました。この問題等において、内部が混乱しているような状況であれば、住民からも妥当だと言われるよう内容確認をしなさいとやっておりましたので、新聞報道等においてはむしろ私たち以上に先行していると痛感しておりましたので、私たちも再度、内部については本格的に、先ほど副町長からありましたアドバイザー会議も辞令を受けてそれで本格的に調査をしてまいっている段階において、人間がやることですから間違いもあるかも知れない、間違いであればすぐ是正するように、これに対しては私たちもあったという報告を聞いておりました。上げるべきものを見過ごして、1年後に見つかって昇給させた、その差額は還付もやったという間違いであれば間違いとやっていたら、これに対しては皆理解するのではないかということでもちゃんと調査するように申し上げた次第であります。新聞報道等については、私たちが関知しない部分もあります。それに対しては、私たち理事としても当然、企業長、職員を信頼してまいりましたので問題はなかったものだと思っておりましたが、調査をしたらこういう部分が見つかり、今はその是正に向けて話し合いを進めていることはご理解をお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先日の朝、町長からご報告があったものから表現を変えられたものもいくつかあったように感じますけれども、できたらその原稿をあとでいただけませんか。それは大丈夫ですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、町長が読み上げた文については、のちほど差し上げます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。それから、このあいだの話の中では確か、今も話のあった、両町の副町長、それから企業団の次長ですか構成員は定かではありませんが、アドバイザー会議を数回もったと私はメモを取っています。29年1月には一定の方向性を出したというようなこともあったかと思えます。それらの関連する資料を改めて是非ご提出をお願いしたいと思いますが、先ほど総務課長のおっしゃった先方からの資料も含めて、それはよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 この会議の事務局は、南部水道企業団が庶務でまとめていますので、先ほど触れましたが歴代の上司の聞き取り調査を進めています。昨日、そして今日も予定しています。直接は企業長から依頼、委嘱を受けておりますので、この調査結果について整理をしてまとめたのちに企業長に報告をする予定です。企業長から両理事に南風原、八重瀬の町長に結果報告がなされると思います。依頼者である企業局の判断も仰がなければいけませんので、それは確認してから行いたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非取り計らってください。よろしくお願いします。それから、今おっしゃったように、アドバイザー会議とはちゃんとした企業長から委嘱を受けての会議ということですから。これらの手続きがされる上で、この指摘については文書ではなくて口頭で行ったという先ほどの答弁でしたけれども、その資料についてどこについてはどうだと口頭で行うというのは通常考えられないと思うのです。やはり文書で行ったのではないですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 文書で行うべきではないかという質問ですが、われわれは南部水道企業団を構成する町の職員の立場であり、アドバイスというかたちで助言を行って来ました。ですが、先方は組合、われわれは南風原町で団体が違うものですから、こちらから公文書で指摘というかたちはどうなのかと、もちろん町長は公営企業の理事としての立場であるものですから、町長が理事として口頭で企業長に指摘を行ったということは同席して聞いております。町としての、給与担当として公文書での指摘は行っておりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 企業長が委嘱してアドバイザー会議を設置したわけですよね。必要な調査項目も示されたのかも知れませんが。こういったものは向こうの中のことですからあまり立ち入ってやるつもりはありませんけれども、構成町からわざわざ副町長が出かけて行くということですよね。そうなれば向こうからは何らかの公文書で依頼があったはずですね。当然ですね。給与担当とそれなりの立場の方とはそういったレベルで、口頭であるいは向こうからは資料で示してあったのかも知れませんが、これについては先ほど本町の条例・規則に沿った内容で指摘を行いましたとあります。2番目の答弁では、確かに規則どおりの扱いがされていないことを確認し指摘したとあります。副町長は条例と規則、両方をおっしゃいましたが、これは南水の条例・規則どおりの扱いではないという指摘をされたということなのでしょう。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 アドバイザー会議についての委員の依頼がありました。今その文書を探させています。それを受けて委嘱状を受けました。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時38分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 先ほど総務課長が当時、南部水道企業団の職員から給与の昇給昇格についての疑義があつて、それについて町の条例と向こうの条例は一緒ですので給与条例、昇給昇格に関する基準もほぼ同じ内容ですので、例えば昇格について新聞で報道されています飛び給という表現、それも町もそうですが内容的には南水の規則も同じ内容になっています。ですから、こういう内容がいくつかあつて、組合側から問題提起がされました。それについて町としての意見を伺いたい、判断を伺いたいとありましたので、これまでの疑義のある昇任昇格の取扱いあるいは初任給決定の位置付けとかいくつかありまして、そのへんを是正してもらいたいと意見をもらいたいと明確にいくつか指摘がありました。それに沿って、アドバイザー会議で議論をしながらこれまで調査をしているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の答弁では、南水の条例・規則と本町の条例・規則は、内容的には同じだという趣旨が1つですよね。ありがとうございます。それから、アドバイザー会議は両町から出てもらって、内部で調査をするための組織だと捉えてよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 内部と言え、南水の職員2人が参加しています。あとの4名は南風原町と八重瀬町からですので外部の認識です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。



平成29年第1回一般質問3日目

○10番 大城 毅君 企業局の人間も含めて、南風原町と八重瀬町から南水の事務の在り方について調査するというのが任務ですね。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そうです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ところで、先ほど町長は理事として南水で企業長にお話をしたというような趣旨だったかと思えますけれども、町長がそのことを知ったのはいつですか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時41分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 この問題を認識したのは、26年、南部水道企業団の職員からこちらの給与担当のところは相談に来た時、即その報告を受けましたので、これに対してそういうことであれば一緒になって調査をなさいと即やりました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、先ほどあった26年の末頃だったと思うけれども、向こうの給与担当の方が南風原町に来られて問い合わせと言うか相談を受けたと。それに対して給与担当は自分のところの条例・規則に照らしておかしな点があるということを伝えた。そのことを言わば間を置かず町長にもお伝えをした。こういう流れでよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そのとおりです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長は理事として、これもやはり口頭で企業長に指示をしたということなのでしょうか。それとも、理事としてちゃんとどの点がどうだと具体的に示されるべきで、例

えば事務担当も一緒に行って企業長に具体的に指摘をしてどうなっているか調べろという指示があるべきではないかという感覚があるわけですが、その点はどうですか。おかしいから調べなさいという漠然とした指示なのですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 もちろん、うちの総務課長からあったように、南部水道からこのようにきているから、皆さん方どうなっているのか調査をしたほうがいいのではないかと、八重瀬町とも連携しながら調査すべきではないかということ南部水道の理事会でも申し上げた経緯があります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私の手元に平成27年7月22日水曜日、南風原町役場総務課提出。職員履歴を確認したところ気になるポイントという文書があるのですけれども、これは先ほど来話のある向こうの担当者から今の総務課長へ問い合わせがあったその時の文書だと思ってよろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 はい。7月22日の文書で間違いありません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうしますと、今是正の取り組みがなされて、新聞報道によりますと一度は先方の労働組合がこれでは駄目だということで合意できなかったけれども、その後、合意に至ったというような記事があったかと思えます。それもこの新聞報道によると是正した額というのがちょっと少ないのではないかということも指摘されていたりしていますし、現実的には26年に町長が知って企業長にお話をしたりした時期から新聞報道がされていろいろ動くまで放置されてきた。先ほどオブザーバー会議などがあったと言うのですけれども、実態としては動きが表面に出てこなかったということだと思えるのですね。現実には放置に近いかたちになっているのではないかと思いますけれども、町長は理事としてどのような行動を取られたのかお答えいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 放置という言葉が出ましたが、新聞報道が出る以前に担当職員、副町長が両町とのアドバイザー会議を再三再四開いておりますので、放置という言葉はいかがなものか。新聞報道には出ていないのですが、じっくり再三再四にわたって担当職員もやっておりますので、これについてちゃんとしなさいということに対して十二分に担当をとおして進めているものだと、またやってきたつもりであります。そういうことでご理解をお願いします。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これだけ新聞で報道されているのを見れば、もちろんミスと言うか過誤というものがあったかも知れないけれども、中を見れば、どうも企業団内部での人の動きを見れば、意図的ではないのかとかいろいろ指摘がされているように思います。間違えて、誤ってこうしたというよりも、意図的にそうしたのではないかと感じている関係者もいると思います。本当にこれは単なる間違いなのか、事務上のミスなのか。皆さんはどのように判断されますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、すでに退職された当時の関係者、上司の方の聞き取り調査をしていますが、悪意を持ってとかそういうことはこれまで係わった中では感じておりません。しかし、今は聞き取りの最中であり全ての調査を終えたわけではありません。これからアドバイザー会議ができる範囲と言うのですか、また退職されて10年とかそういう方々でするのでその方々の記憶もはっきりしない、一部忘れていたりとかそういうことも実際あります。これから聞き取りする中から6名のメンバーで全ての調査を終えたのち、まとめる段階で整理をしていきたいと思っておりますので、現時点で今のご質問には答え兼ねます。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 新聞報道では、2000年ちょうどぐらいからの誤適用だとか、それは意図的かどうか別として結果はそうなっている。そして支給され続けてきた。あるいは途中で退職された方もいらっしゃるでしょうし、これは町民から見れば、水道利用者から見れば、負担しなくてもいいものを負担させられたということになるわけです。間違いなくね。その金額を皆さん方は把握されていますか。要するに、本来であれば通常の昇任昇給と言うのかな、そういうものがなくても1年たてば上がっていきますよね。そういったものと、今回間違いだとか条例にないだとか、いわゆる正しくない支給がされたその差額です。それは計算されていますか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 最終的な各職員の給料月額というものは、南部水道から正式な報告はないのですが、この調整会議の中ではこの数字だよというものが示されております。その結果は受けておりますが、その結果に至るそれぞれ訂正が何カ所かされていますのでその訂正された箇所と現実に支給されてきた給料月額との差額、その積み上げというものはまだ示されておられません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今その是正の動きがされているわけですが、町民として水道利用者としては余分に負担させられている額は明らかにされるべきですので、明らかになり次第、ご報告したいと思っておりますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 結果については、依頼者である企業長に報告しますので、企業長から両理事に報告があると思います。そこで判断があると思いますので、それは今即答できません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非それは水道利用者を基準に考えなければいけないと思っておりますので、業務している所の都合ではありませんので、すみやかに報告されるようにお願いいたします。そして、現実にはこの負担、2000年から今日まで是正されずにきたわけです。これについてはやはり理事である、この間、報道されたとはいえ2016年以降の行動ですから、それ以前の2000年からですから、10何年間見過ごされてきたということです。結果としては、やはり理事である町長の責任は免れないものがあると思うのですね。これについてはどうお考えですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 南部水道企業団であります。独立しておりますので、企業長が中心になって、更にまた私たち町も町民もある面では委託しておりますので、当然これについては南部水道企業団が責任を持つものだと思っております。理事は非常勤であります。物理的に短時間で中身について全部理解できるものではないと思っております。企業団の職員を信頼して業務をさせているのが私の務めだと、また大きく曲がった方向へ行かないように指導するのも立場だという部分、こういう給与問題細部においては向こうの職員が専門的にできなかったのであれば今後研修等をしていくことが先決だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 非常勤だとかなんとかという話ではないですよ。理事ですよ。そうでなきゃ、理事の資格から外れたらいいのです。でも、町長である以上、一部事務組合と言うか公営企業を組んでそこで理事の立場は免れないわけですから、それは責任を負うという答弁が当然であるべきなのだけでも、今のはもう完全に私は非常勤だからそこまでは知りませんよという答弁では納得できないですね。今のような問題を南風原町も言われるまで分からなかった、それはどうすれば把握できるかはまた別の問題で、それだからこういった問題が放置されても仕方がないという答弁になりますよ。是非これは考え方を改めていただきたいと思います。

ところで、2003年、平成15年ですけれども、町長の娘婿さんは無試験で南部水道企業団に就職されています。間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 そうです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 率直にお認めいただきました。過去の会議録で明確ですので、今のご答弁は大変素直でいいかと思います。私はこのように自分の関係者を無試験で就職させる、こういう町長の言わば無法と言ってもいい姿勢が今回のこのような不祥事の発覚も是正も遅らせている、そういうこととは無関係だと思えないのです。町長、いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は、理事として南部水道企業団の南風原推薦であります。そういう問題があれば自省してもらいたいと強い口調で申し上げているのは理事として当然で、少ない職員同士がにらみ合いをするのではなく和気あいあいと職務できるようわだかまりは無くすよう、協同、一致できるよう毎回、強く指示はしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長はお認めになりましたので、南部水道企業団の事業が事務の運営も含めて適法に、どこから見てもケチが付けられないような運営がされるようがんばっていただきたいと思います。希望して次に進みます。

待機児童に関してですけれども、2回の子ども・子育て支援事業計画の変更によって、今年度あと2園の保育園が60人掛ける2で運営され始める、宮平でも1園、こういったものなども含めて30年にはゼロが達成できる見込みだということでした。それについては是非そうなるようがんばっていただきたいと思います。ただ、良く言えば状況に合わせてすみやかに計画変更をして対応して、保護者・子どもたちの要望が受け入れられてきたと、悪く言えば甘かったというの逆には言える。そういう点では是非保護者のニーズに対応できるようがんばっていただきたいです。

それから、弾力運用という言葉ですけれども、これについてかつてこういう答弁をされています。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時00分)

再開 (午前11時00分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 平成26年第4回定例会ですけれども、私の質問に対して平成27年度からの子ども・子育て支援計画においては、弾力運用ではなくあくまでも定員ベースで計画することになっています、そのことについて確認しますと私が質問しましたら、当時の民生部長は、議員がおっしゃったとおり平成27年度にまだ交付されていませんけれども現在は国が示す25パーセント弾力化はOKということがあります、制度が新しくなった場合にはこの弾力化はやっていきませんよということになります。と、答弁されています。これはそのとおりですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 弾力化についてでございますが、できないではなくて新制度においては年間とおして平均で20パーセントを超えるような事態が2年間続くようであれば定員の見直しをするようにというようなことでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 あの時、答弁されたものとはちょっと違って、逃げ道が作られてしまったかという感じなのですが、本町の計画では30年度においてこの弾力運用は想定されていますか、いませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 制度としては使えます。現時点でまず8パーセントです。それも活用しながら、まずは待機児童を解消していくという考えでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 本来、定員でももちろん法律上可能で、保育の質を確保するという上ではそういったことに頼らずに保育施設を充実させていく姿勢でがんばってもらいたいということでこれは希望して終わります。

次に、津嘉山小学校について数が出されました。南風原の教育という、毎年の年報と言うのでしょうか、方向が出されておりますけれども、この中で28年度版は32年までの想定が出されています。今の答弁は、それを越えた34年までの数が想定されました。これとの関係はどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 南風原町の教育について書かれている資料につきましては、毎年5月1日の児童数を参考に推計しております。今回、お答えしました推計につきましては、最新3月現在の住民基本台帳人口を基に算出した数字となっております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時04分)

再開 (午前11時04分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長から答弁の申出があります。

○町長 城間俊安君 先ほど私が申し上げた南部水道の採用について、推薦はできますが採用は南部水道の権議であります。私が採用と誤解されては困りますので、推薦であって採用は南部水道だということをご理解をお願いします。訂正します。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 南部水道の採用については、確かに採用者は南部水道です。でも推薦の根拠が明らかでないまま町長が推薦されたということは指摘しておきたいと思います。また何かありましたらお答えください。

この数字については、どういうふうにして出てきたのか。私は、区画整理の進展が津嘉山の生徒数の動向に大きな影響があるわけです。今回、34年の推計をしてクラス数が過大校に該当しそ

うだということで区域の変更や新分離校も検討するという答弁が出ましたが、この推計は区画整理事業の100パーセント完了を前提にしていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今回の推計は、3月現在の住民基本台帳の推計であり、それでもかなりの児童数が増えていることから、区画整理完成後の推計とは別に現在の住基人口で推計しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これは区画整理を担当している部署に聞きたいのですけれども、区画整理が100パーセント完了はいつの予定で現状はどこまで進展しているのかお答えください。面積でいいです。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 面整備においては、約6割は終わっている状況となっています。そして完了年度ですけれども、事業認可変更の手続きを踏むということでその準備をしているところでございますので、現在30年となっているのを変更する予定となっています。延期については国・県との協議となりますので、いつまでとは今の段階では言えないところであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、南風原で高層マンションの建設が相次いでおります。津嘉山でも同じだと思います。区画整理区域の図面をざっと見てみますと、道路沿いについては高層がかなり可能だと伺いました。この区画整理の人口増が当然どこかで推計されていると思うのですけれども、これまで考えていた3階、4階のアパートというものを超えて10階建てとかかなり高層マンションも増えていることで人口の推計を変える必要があるのではないかと思うのですが、これはどこが担当しているのでしょうか。そこはいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 児童生徒の人口推計につきましては、津嘉山地区について住基台帳人口でもかなり増えていることから、先ほども申しましたが住基台帳で推計しております。



○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私の考え方としては、今の傾向では高層マンションがこれまでの想定を超えてどんどん建築されていくのではないかと。それがもちろん人口に表れているのかも知れませんが、そこは是非しっかり予測して区画整理の担当とも連携を取って推計していく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 社会増につきましては推計し難い部分がありますが、連携しながらやっていきたいとは考えています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 子育て政策、医療費の現物支給なども含めて南風原への人口は今のところ増えているのではないかと思います。

ところで、区域変更や分離校などを行う手続きについてですけれども、教育の他に審議会など検討されるシステムはありますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えします。教育委員会の中に大規模解消についての審議会がありますので、そこで議論をしてみたいと思います。ただ、現段階では分離新設、校区の変更になるのか増築になるのかまだ審議しておりませんので、審議の内容についてはこの3つの方法があるのかということで考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非後手にならないように英知を結集して対応していただきたいと思えます。

バス停の屋根についてですけれども、当間原について右折帯が設けられなくなる、それからバス停の拡幅部分も問題となるということで答弁がありました。本町の事業認可をどうするのかというのはどういう意味ですか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時12分)

再開（午前11時12分）

○議長 宮城清政君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 現在この右折帯の拡幅部分とバス停の部分につきましては、本町で事業化はしてございません。国が事業することになってございますので、国が厳しいと言うことを受けて、今後その部分を町が事業化できるのかどうか県と協議調整をしてみたいということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、これまでは国がやるということで進めてきたけれども、国が難しいということだから南風原町が引き取って南風原町の事業としてやれるかどうか検討しますという理解でよろしいですか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 そのとおりでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 本来、国の事業であれば南風原町はお手伝いぐらいでいいのだろうという感じがするのだけれども、南風原町の事業となると負担も大きくなるわけですよね。その点、いかがですか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 この街路事業につきましては、当初町のほうで予定しておりましたけれども、情勢厳しいなか国へお願いをし、国で整備するという経緯でございました。それにつきましては、進めた結果、用地取得等の困難ということがあってやむを得ないと言いましようか、それを受けて町で対処しなければいけないとなっている状況でございます。今後、その進展について協議してみたいということでございます。（「負担は増えるのかどうか」の声あり）はい。どうしても町の事業ということであれば国の補助を受けて町の負担で面倒を見ていくということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 現時点、せっかく国が行っている事業なので、そこを追求していただきたいと思います。それから他の津嘉山サンエーシティ前だとかは、引き続き努力していただきたいと思います。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 上屋設置あるいは上屋の下にベンチ等を設置した場合には、歩道としての有効幅員を2メートル確保するようになっておりますので、もちろんベンチがあればベンチの端から、ベンチを設置しないのであれば支柱の端からとなります。有効幅員2メートルは確保しなさいとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私はこの資料をもらうにあたって受けた説明と違うのです。最低2メートル、これに上屋を設けるならプラス2メートルだと伺いました。間違いじゃないですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 内容は一緒でございます。有効幅員として通常2メートル確保しなさいということがあって、道路法では通れる2メートルを確保しなさいということで2メートルを超えなさいというような書き方になっております。（「分かりやすく説明できませんか」の声あり）上屋を設ける場合、有効幅員は通常2メートル確保しなさいというのがありまして、2メートル確保するために上屋を設けるときのベンチあるいは支柱が出ているのであれば支柱から2メートルは通れる部分を確保しなさいよというのが基準でございます。

それから、先ほど3.5メートルというのがありましたけれども、通常の所は3.2メートルで人通りの多い所は3.5メートルとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これについては、法令の解釈がちょっと違いますので保留したいと思います。そして、507号については区画整理で拡幅している所があるわけですから、これからやる所もあるのであれば是非そういったものが確保できるようにしていただきたいと思います。

「広報はえばる」についてですけれども、不祥事についてはそれぞれ違うからできないということでしたが、これまでそういった例がありましたか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 不祥事と言いますか、課税誤りについては広報でお知らせしたこともあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は是非広報編集委員会は今のままではなくて、公正・公平な編集体制を確保すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現時点でも関係機関からの掲載依頼、町内の様々な取材等によって行っておりますし決裁も取られております。広報掲載委員会となりますと、広報というものは迅速性も必要かと思しますので、現在もちゃんとこういった編集体制は取られていると考えています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非、公正・公平な編集体制を確立するようにお願いしたいと思います。終わります。